

入国拒否対象地域の指定解除について

- 1 出入国管理及び難民認定法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下 15 か国・地域の指定を解除する旨出入国在留管理庁より通報がありました。

○北米・中南米地域

グアテマラ、グレナダ

○欧州地域

アルメニア、ウクライナ、エストニア、スロバキア、ベラルーシ、ロシア

○中東地域

エジプト、コモロ、サントメ・プリンシペ、パレスチナ、レバノン

○アフリカ地域

南アフリカ、レソト

- 2 措置の適用等

上記の入国拒否対象地域の指定解除は、6月3日午前0時（日本時間）から当分の間、実施します。また、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象となります。

- 3 ホームページのリンク先

- (1) 今次措置について外務本省ホームページのリンク先は次のとおりです。

日本語：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

英語：https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001053.html

- (2) 今次措置について、出入国在留管理庁ホームページのリンク先は次のとおりです。

日本語：<http://www.moj.go.jp/isa/content/001347329.pdf>

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>

英語：<http://www.moj.go.jp/isa/content/001361129.pdf>